

岩手山火山防災に係る令和6年度の取組（案）

岩手山の火山防災対策については、活動火山対策特別措置法に基づき、火山地域の関係者が一体となり、専門的知見を取り入れながら警戒避難体制の構築を図るとともに、次の取組を推進する。

1 岩手山の火山活動状況調査

- ・ 岩手県の火山活動に関する検討会による、防災ヘリを使用した機上観測（春季、秋季）及び現地調査を実施し、調査結果を基に火山活動状況の評価を行う。

2 普及啓発に関する取組

- ・ 火山防災マップを活用し、住民や登山者等に対する避難計画の周知を図る。

3 避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組

- ・ 避難促進施設の管理者等を対象とした説明会の開催（4回程度）
- ・ 候補施設の管理者との調整及び避難促進施設の指定（避難確保計画を作成すべき避難促進施設の名称等を市町村地域防災計画に規定）
- ・ 避難促進施設の管理者による避難確保計画の作成（施設利用者等へ周知を図り、必要な防災対策を実施）
- ・ 降灰による避難促進施設の指定に係る検討

4 会議の開催

- ・ 岩手県の火山活動に関する検討会（令和6年6月頃、12月頃）
- ・ 岩手山火山防災協議会幹事会（令和7年2月頃）
- ・ 岩手山火山防災協議会（令和7年3月頃）

5 その他

- ・ 岩手山火山協議会規約及び岩手山火山避難計画の修正（随時）
- ・ 年度当初に連絡先及び担当者名簿の更新

岩手山火山防災協議会規約一部改正新旧対照表（案）

改正前		改正後	
別表第 1（第 3 条関係）		別表第 1（第 3 条関係）	
区 分	委 員	区 分	委 員
[略]		[略]	
法第 4 条第 2 項 第 7 号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫 <u>客員</u> 教授（岩手大学 <u>地域防災研究センター</u> ）、井良沢道也名誉教授（岩手大学）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）	法第 4 条第 2 項 第 7 号	齋藤徳美名誉教授（岩手大学）、土井宣夫 <u>元</u> 教授（岩手大学）、井良沢道也名誉教授（岩手大学）、浜口博之名誉教授（東北大学）、三浦哲教授（東北大学大学院理学研究科）
法第 4 条第 2 項 第 8 号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局盛岡森林管理署長、東北森林管理局岩手北部森林管理署長、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所 <u>国立公園管理官</u> 、（公財）盛岡観光コンベンション協会理事長、（一社）八幡平市観光協会会長、（一社）滝沢市観光物産協会会長、（一社）しずくいし観光協会理事長	法第 4 条第 2 項 第 8 号	国土地理院東北地方測量部長、東北森林管理局盛岡森林管理署長、東北森林管理局岩手北部森林管理署長、東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所 <u>所長</u> 、（公財）盛岡観光コンベンション協会理事長、（一社）八幡平市観光協会会長、（一社）滝沢市観光物産協会会長、（一社）しずくいし観光協会理事長
別表第 2（第 7 条関係）		別表第 2（第 7 条関係）	
所 属	幹 事	所 属	幹 事
[略]		[略]	
岩手大学 <u>地域防災研究センター</u> <u>客員教授</u>	[略]	岩手大学 <u>元教授</u>	[略]
[略]		[略]	
東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所	<u>国立公園管理官</u>	東北地方環境事務所十和田八幡平国立公園管理事務所盛岡管理官事務所	<u>所長</u>
[略]		[略]	
備考 改正部分は、下線の部分である。			

岩手山火山避難計画新旧対照表（案）

頁	改正前	改正後																																						
3	表1-2 岩手山の噴火に係る火山防災協議会の関係機関の主な役割 <table><tr><th colspan="2">主体</th><th>避難に関する防災 対応（主な役割）</th></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="4">関係機関</td><td>仙台管区気象台、 盛岡地方気象台</td><td>[略]</td></tr><tr><td>東北地方整備局、 岩手河川国道事務所</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	主体		避難に関する防災 対応（主な役割）	[略]			関係機関	仙台管区気象台、 盛岡地方気象台	[略]	東北地方整備局、 岩手河川国道事務所	[略]	[略]		[略]		表1-2 岩手山の噴火に係る火山防災協議会の関係機関の主な役割 <table><tr><th colspan="2">主体</th><th>避難に関する防災 対応（主な役割）</th></tr><tr><td colspan="3">[略]</td></tr><tr><td rowspan="4">関係機関</td><td>仙台管区気象台 盛岡地方気象台</td><td>[略]</td></tr><tr><td>東北地方整備局 岩手河川国道事務所</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table>	主体		避難に関する防災 対応（主な役割）	[略]			関係機関	仙台管区気象台 盛岡地方気象台	[略]	東北地方整備局 岩手河川国道事務所	[略]	[略]		[略]									
主体		避難に関する防災 対応（主な役割）																																						
[略]																																								
関係機関	仙台管区気象台、 盛岡地方気象台	[略]																																						
	東北地方整備局、 岩手河川国道事務所	[略]																																						
	[略]																																							
	[略]																																							
主体		避難に関する防災 対応（主な役割）																																						
[略]																																								
関係機関	仙台管区気象台 盛岡地方気象台	[略]																																						
	東北地方整備局 岩手河川国道事務所	[略]																																						
	[略]																																							
	[略]																																							
10	平時（住民、入山者への火山防災に関する普及啓発） ★状況に応じ、「避難<u>勧告</u>」発令、要配慮者の避難介助 ●避難<u>勧告</u>及び警戒区域の設定 ●避難<u>勧告</u>対象区域・警戒区域の見直し	平時（住民、入山者への火山防災に関する普及啓発） ★状況に応じ、「避難<u>指示</u>」発令、要配慮者の避難介助 ●避難<u>指示</u>及び警戒区域の設定 ●避難<u>指示</u>対象区域・警戒区域の見直し																																						
14	イ 岩手山周辺の登山者・観光客等の概要 規制区域内及び付近にある主な観光施設やエリア等は、以下のとおりである。施設を利用する観光客等に加え、登山者等も避難対象者となる。 岩手山の登山者数、及び周辺の観光施設利用者数は次のとおりである。 表1-9 岩手山周辺の登山者・観光客数（平成29年4月1日現在） <table><tr><th>登山道</th><th>登山者の人数</th><th>観光施設等</th><th>観光客等の人数</th></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td>松川</td><td>[略]</td><td>松川温泉</td><td>[略]</td></tr><tr><td>馬返し</td><td>[略]</td><td>サラダファーム</td><td>1日平均 約339人</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></table>	登山道	登山者の人数	観光施設等	観光客等の人数	[略]				松川	[略]	松川温泉	[略]	馬返し	[略]	サラダファーム	1日平均 約339人	[略]				イ 岩手山周辺の登山者・観光客等の概要 規制区域内及び付近にある主な観光施設やエリア等は、以下のとおりである。施設を利用する観光客等に加え、登山者等も避難対象者となる。 岩手山の登山者数、及び周辺の観光施設利用者数は次のとおりである。 表1-9 岩手山周辺の登山者・観光客数（令和6年3月1日現在） <table><tr><th>登山道</th><th>登山者の人数</th><th>観光施設等</th><th>観光客等の人数</th></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr><tr><td>松川</td><td>[略]</td><td rowspan="2">松川温泉</td><td rowspan="2">[略]</td></tr><tr><td>馬返し</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="4">[略]</td></tr></table>	登山道	登山者の人数	観光施設等	観光客等の人数	[略]				松川	[略]	松川温泉	[略]	馬返し	[略]	[略]			
登山道	登山者の人数	観光施設等	観光客等の人数																																					
[略]																																								
松川	[略]	松川温泉	[略]																																					
馬返し	[略]	サラダファーム	1日平均 約339人																																					
[略]																																								
登山道	登山者の人数	観光施設等	観光客等の人数																																					
[略]																																								
松川	[略]	松川温泉	[略]																																					
馬返し	[略]																																							
[略]																																								

表2-2 噴火警戒レベルに応じた防災体制【レベルが段階的に引き上げられた場合】

噴火警戒レベル	岩手県	盛岡市	[略]
[略]			
4（高齢者等避難）	[略]	災害警戒本部 [警戒配備]	[略]
[略]			

噴火警戒レベル	岩手県	盛岡市	[略]
[略]			
4（高齢者等避難 ）	[略]	災害対策本部 [警戒配備]	[略]
[略]			

表2-4 火山に関する予報・警報・情報

種類	内容
[略]	[略]
噴火警報（火口 周辺）又は火口 周辺警報	
<u>噴火警報（周辺 海域）</u>	
[略]	

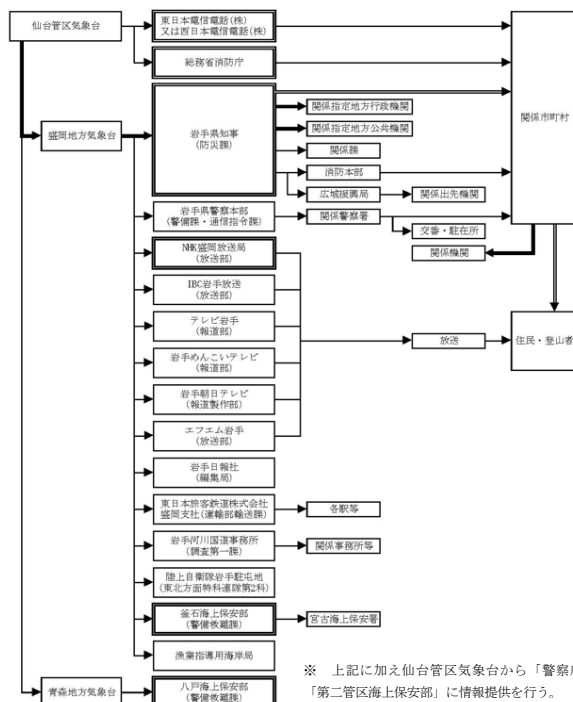
種類	内容
[略]	[略]
噴火警報（火口 周辺）又は火口 周辺警報	
[略]	

(2) 関係機関の情報伝達・共有

ア 噴火警報・予報等の情報伝達

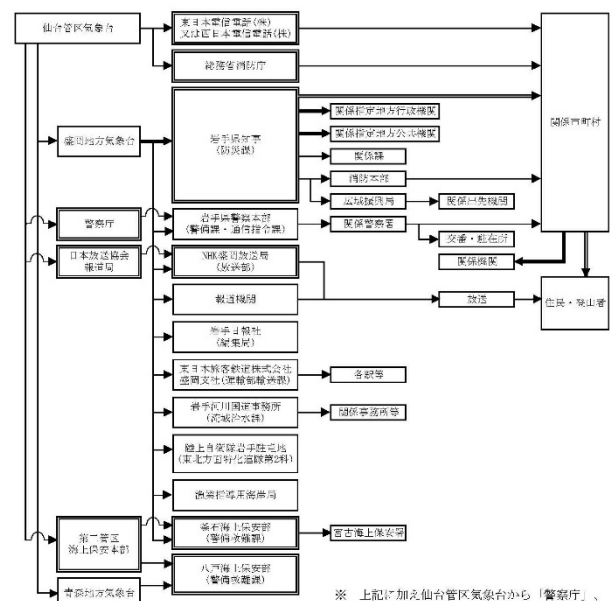
仙台管区気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、以下のとおりである。

なお、噴火警報等については、有識者等とも情報共有を図る。



※ 上記に加え仙台管区气象台から「警察庁」、「第二管区海上保安部」に情報提供を行う。

(注)



※ 上記に加え仙台管区气象台から「警察庁」、
「第二管区海上保安部」に情報伝達を行う。

(注)

48	1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。	1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。
	2・3 [略]	2・3 [略]
52	表2-9 避難場所一覧と留意事項	表2-9 避難場所一覧と留意事項
	2 雫石町	2 雫石町
68	表2-12 救急告示施設及び災害拠点病院（令和4年10月1日現在）	表2-12 救急告示施設及び災害拠点病院（令和6年3月1日現在）
	オ 要配慮者の避難誘導	オ 要配慮者の避難誘導
備考	改正部分は、下線の部分である。	改正部分は、下線の部分である。

岩手山火山避難計画（資料編）新旧対照表（案）

頁	改正前				改正後			
13	○八幡平市				○八幡平市			
	避難対象地区	[略]	誘導を行う者	[略]	避難対象地区	[略]	誘導を行う者	[略]
	温泉郷		八幡平市消防団 第25分団		温泉郷		八幡平市消防団 第8分団	
	金沢		八幡平市消防団 第25分団		金沢		八幡平市消防団 第8分団	
	柏台三丁目		八幡平市消防団 第26分団		柏台三丁目		八幡平市消防団 第8分団	
	上寄木		八幡平市消防団 第23分団		上寄木		八幡平市消防団 第7分団	
	南寄木		八幡平市消防団 第21分団		南寄木		八幡平市消防団 第7分団	
	新田		八幡平市消防団 第22分団		新田		八幡平市消防団 第7分団	
	北寄木		八幡平市消防団 第20分団		北寄木		八幡平市消防団 第7分団	
	山道		八幡平市消防団 第18分団		山道		八幡平市消防団 第6分団	
	薬師		八幡平市消防団 第6分団		薬師		八幡平市消防団 第2分団	
	14							
避難対象地区		[略]	誘導を行う者	[略]	避難対象地区	[略]	誘導を行う者	[略]
舘腰			八幡平市消防団 第6分団		舘腰		八幡平市消防団 第2分団	
高宮			八幡平市消防団 第6分団		高宮		八幡平市消防団 第2分団	
中村			八幡平市消防団 第5分団		中村		八幡平市消防団 第2分団	
間羽松			八幡平市消防団 第5分団		間羽松		八幡平市消防団 第2分団	
平笠地区			八幡平市消防団 第7分団		平笠地区		八幡平市消防団 第2分団	
[略]			[略]		[略]		[略]	
岡村			八幡平市消防団 第2分団		岡村		八幡平市消防団 第1分団	

23 ○雫石町

NO	指定緊急避難所名	住所	管理担当 連絡先	【略】
【略】				
12	勤労青少年ホーム	岩手郡雫石 町千刈田5-1	【略】	
【略】				
14	旧大村小学校	【略】	019-692- <u>2111</u>	
15	旧南畑小学校	【略】	019-692- <u>2111</u>	
【略】				
25	旧西根小学校	【略】	019-692- <u>2111</u>	
【略】				

33

番号	ヘリ離 発着 場所名	所在地	土地管 理者	座標	長さ × 幅 (m)	着 陸 場所 の 状 況
			連絡先	世界測地 系 W G S 8 4		
【略】						
37	【略】	盛岡市 内丸62 番8号	岩手県 警察本 部	【略】	019- <u>654</u> - 0110	

○雫石町

NO	指定緊急避難所名	住所	管理担当 連絡先	【略】
【略】				
12	青少年ホーム	岩手郡雫石 町千刈田5-4	【略】	
【略】				
14	旧大村小学校	【略】	019-692- <u>6572</u>	
15	鶯宿温泉スポーツセン ター	【略】	019-681- <u>6673</u>	
【略】				
25	旧西根小学校	【略】	019-692- <u>6417</u>	
【略】				

番号	ヘリ離発着 場所名	所在地	土地管 理者	座標	長さ× 幅 (m)	着 陸 場所 の 状 況
			連絡先	世界測地 系 W G S 8 4		
【略】						
37	【略】	盛岡市 内丸3 番40号	岩手県 警察本 部	【略】	019- <u>653</u> - 0110	

備考 改正部分は、下線の部分である。

岩手山火山防災に係る令和5年度の取組

岩手県復興防災部防災課

1 岩手山の火山活動状況調査

(1) 岩手県防災ヘリを使用した機上観測（令和5年4月20日）

【調査結果（概要）】

（4月20日）大地獄谷、岩手山山頂（東岩手山）の状況に特段の変化は認められなかった。
（秋季）防災ヘリの耐空検査等により中止。

(2) 岩手山現地調査（令和5年7月13日）

【調査結果（概要）】

大地獄谷北火口については、顕著な変化がないことを確認。噴気温度の最高値は96.0℃であった。

(3) 岩手県の火山活動に関する検討会

ア 第68回（令和5年6月16日）

【評価概要】

火山性地震の回数は月20回以下と少ない状態で推移しており、地殻変動も観測されていない。表面現象も特段の変化がなく、火山活動は平穏な状態で推移している。

イ 第69回（令和5年12月15日）

【評価概要】

火山性地震の回数は少ない状態で推移しており、地殻変動も観測されていない。表面現象も特段の変化がなく、火山活動は平穏な状態で推移している。

2 避難促進施設（避難確保計画の作成）に関する取組

避難促進施設の管理者等を対象とした説明会の開催

【概要】

盛岡地方气象台及び関係市町と共同で避難促進施設の指定候補となる施設の管理者等を対象に岩手山の状況や避難促進施設の概要等について説明会を実施

- | | | | |
|-----|------|-----------|----------------------|
| (1) | 雫石町 | 10月31日（火） | 雫石町西山公民館普及推進室 |
| (2) | 滝沢市 | 11月17日（金） | 滝沢市北部コミュニティセンター |
| (3) | 八幡平市 | 11月20日（月） | 八幡平市役所 大ホール |
| (4) | 盛岡市 | 11月27日（月） | マリオス 18階 180・181 会議室 |

3 参考『火山噴火予知連絡会（気象庁）による火山活動の評価』

【令和5年7月12日（第152回火山噴火予知連絡会）】

火山活動に特段の変化はなく、静穏に経過しており、噴火の兆候は認められません。